

# 呼値の単位の段階的な適正化に伴う業務規程等の一部改正について

平成25年10月1日  
株式会社東京証券取引所

## I. 改正主旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、平成26年1月14日及び7月22日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください）。

今回の改正は、幅広い層の投資者の利便性向上を図る観点から、特に流動性が高い株券に係る呼値の単位の適正化を図るために、所要の見直しを行うものです。

なお、今回の改正は、市場関係者のシステム対応や価格形成、注文件数に与える影響等を鑑み、段階を分けて施行します。

改正の概要は、以下のとおりです。

## II. 改正概要

### 1. 呼値の単位の適正化（フェーズI）

#### （1）概要

- TOPIX100を構成する株券に係る呼値の単位について、1株の値段が1万円以下の場合は1円、1万円を超える5万円以下の場合は5円、5万円を超える10万円以下の場合は10円、10万円を超える50万円以下の場合は50円、50万円を超える100万円以下の場合は100円、100万円を超える500万円以下の場合は500円、500万円を超える1,000万円以下の場合は1,000円、1,000万円を超える5,000万円以下の場合は5,000円、5,000万円を超える場合は1万円に変更します。
- その他の株券に係る呼値の単位については、見直しを行いません。

(備考)

- 業務規程第14条第3項第1号

#### （2）施行日

- 平成26年1月14日に施行します。

※ 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当社が認める場合には、平成26年1月14日以後の当社が定める日から施行します。

### 2. 呼値の単位の適正化（フェーズII）

#### （1）概要

- TOPIX100を構成する株券（売買単位当たりの価格が円位未満の端数を含む価格となるものは、その他の株券に係る呼値の単位を適用します。）に係る呼値の単位について、

- 業務規程第14条第3項第1号

フェーズⅠで見直しを行った呼値の単位から、1株の値段が1,000円以下の場合は10銭、1,000円を超える5,000円以下の場合は50銭、5,000円を超える1万円以下の場合は1円に変更します。

- ・ その他の株券に係る呼値の単位については、見直しを行いません。
- ・ なお、株券の呼値については、1円を下限とします（1円未満の値段による呼値は行えないこととします）。
- ・ 呼値に関する規則  
第4条の2

(2) 施行日

- ・ 平成26年7月22日に施行します。

※ 売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと当社が認める場合には、平成26年7月22日以後の当社が定める日から施行します。

以上